

市庁舎建設候補地の考え方（案）

建設候補地抽出について

建設候補地については、平成29年1月策定の鳥栖市庁舎整備の基本的考え方に基づき抽出する。

【4 庁舎整備の基本となる考え方（2）建設場所】

- ㊦ 市民の利用に便利な位置であること
- ㊧ 防災拠点として安全性が確保されること
- ㊨ 経済性に優れていること
- ㊩ 一定規模の面積が確保できること
- ㊪ 建設に早期着手することができること

建設候補地抽出の具体的要件について

鳥栖市庁舎整備の基本的考え方における建設場所の考え方㊦～㊪について具体的要件を次のとおりとする。

㊦ 市民の利用に便利な位置であること

※地方自治法第4条第2項（抜粋）

事務所の位置を定め又はこれを変更するに当つては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

- ① 市域全体から見た市庁舎の位置
- ② 交通の事情
- ③ 他の官公署との関係

① 市域全体から見た市庁舎の位置

市民の利用に配慮された位置として人口重心※に近接していることを要件する。

※人口重心とは

人口の1人1人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

鳥栖市全域に居住する市民全体のバランスが取れる地点となります。

■本市における人口重心（平成27年国勢調査）

東経	北緯	位置
130 30 24.96	33 22 32.66	元町1364番地2付近



② 交通の事情

②－１ 主要幹線道路からのアクセス

自家用車での来庁への配慮から主要な幹線道路から近くにあり、かつ2車線以上の道路で接続されていることを要件とする。

②－２ 公共交通機関の利便がよいこと。

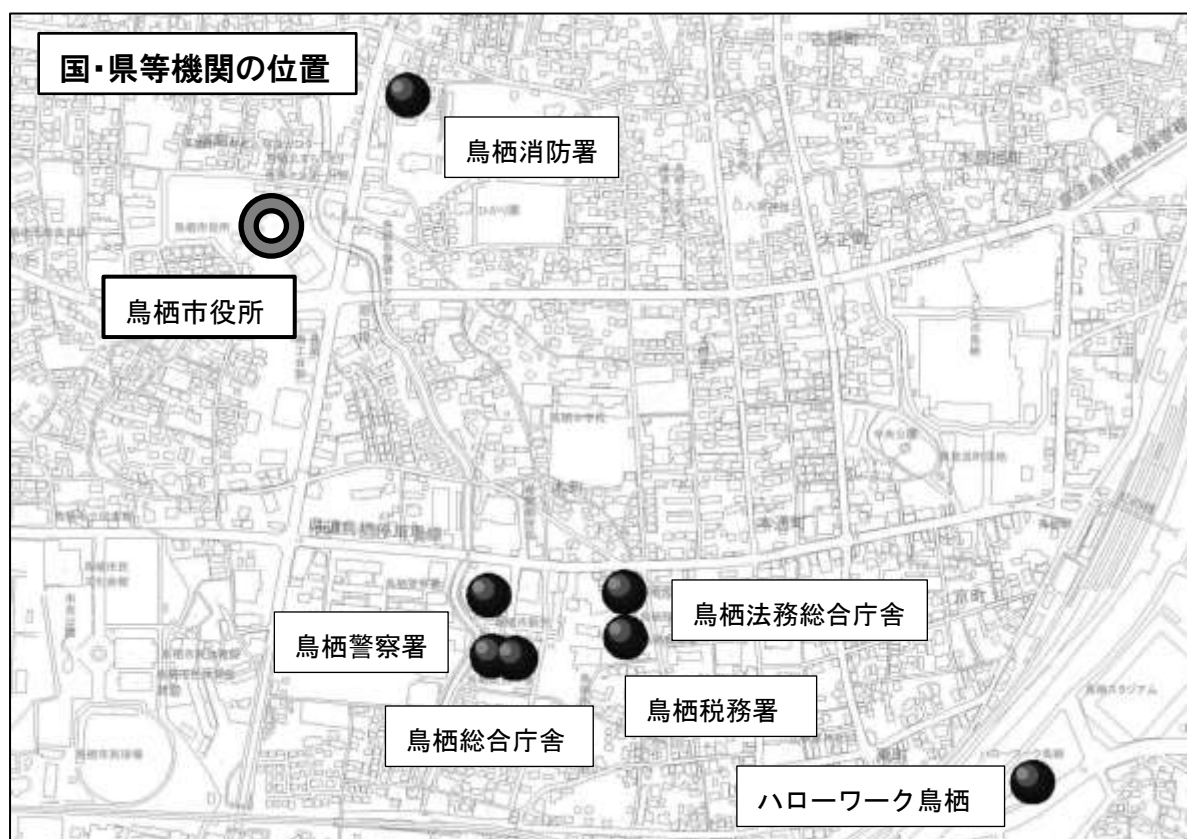
公共交通機関での来庁への配慮から駅又はバス停の近くに位置していることを要件とする。

③ 他の官公署との関係

市民の利用が多い国・県等機関に近接していることを要件とする。

■対象とする国・県等機関

国	鳥栖税務署、鳥栖法務総合庁舎、 ハローワーク鳥栖
県	鳥栖総合庁舎 (東部土木事務所、鳥栖保健福祉事務所) 鳥栖警察署
消防署	鳥栖消防署

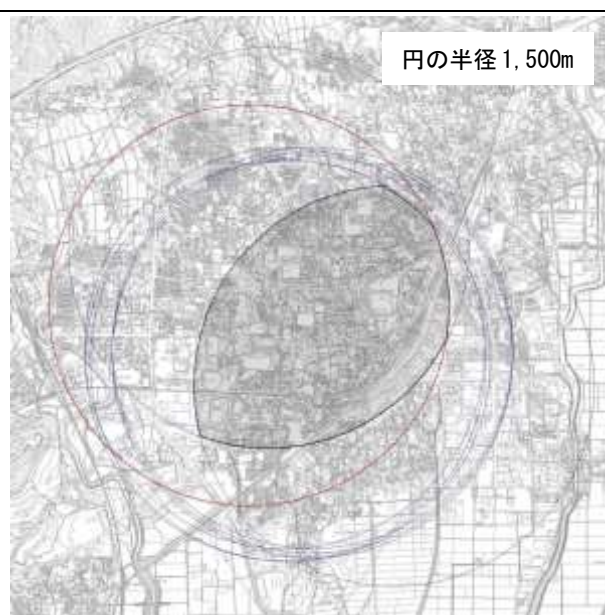


■近接の具体的な基準について

- ①市域全体から見た市庁舎の位置
人口重心に近接
- ③他の官公署との関係
国・県等機関に近接



歩いて行ける範囲（徒歩で約20分）
として、半径1,500m圏内である
ことを近接していることの要件とする。



① 防災拠点として安全性が確保されること

○ 敷地の安全性

○ 災害応急対策活動に必要な施設との距離

○ 敷地の安全性

災害時の防災拠点として、次の要件をすべて満たすことを要件とする。

- 鳥栖市地震防災マップにおける揺れの予測が震度 6 強でないこと
- 鳥栖市洪水ハザードマップにおける予測が浸水する範囲でないこと
- 砂防法における砂防指定地でないこと
- 地すべり等防止法における地すべり防止区域でないこと
- 急傾斜地法における急傾斜地崩壊危険区域でないこと
- 土砂災害防止法における土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域でないこと

○ 災害応急対策活動に必要な施設との距離

災害時の初動対応機関となる鳥栖・三養基地区消防本部及び鳥栖警察署と近接していることを要件とする。

■ 緊急輸送道路について

災害時の防災拠点として機能を確保するためには災害時の通行が確保される県指定の緊急輸送道路※に接していることが必要であるが、第二次緊急輸送道路については市庁舎、消防署等の防災拠点と第一次緊急輸送道路を連絡する道路を指定することとされているため、防災拠点である市庁舎の位置が変更となれば、指定変更も想定される。

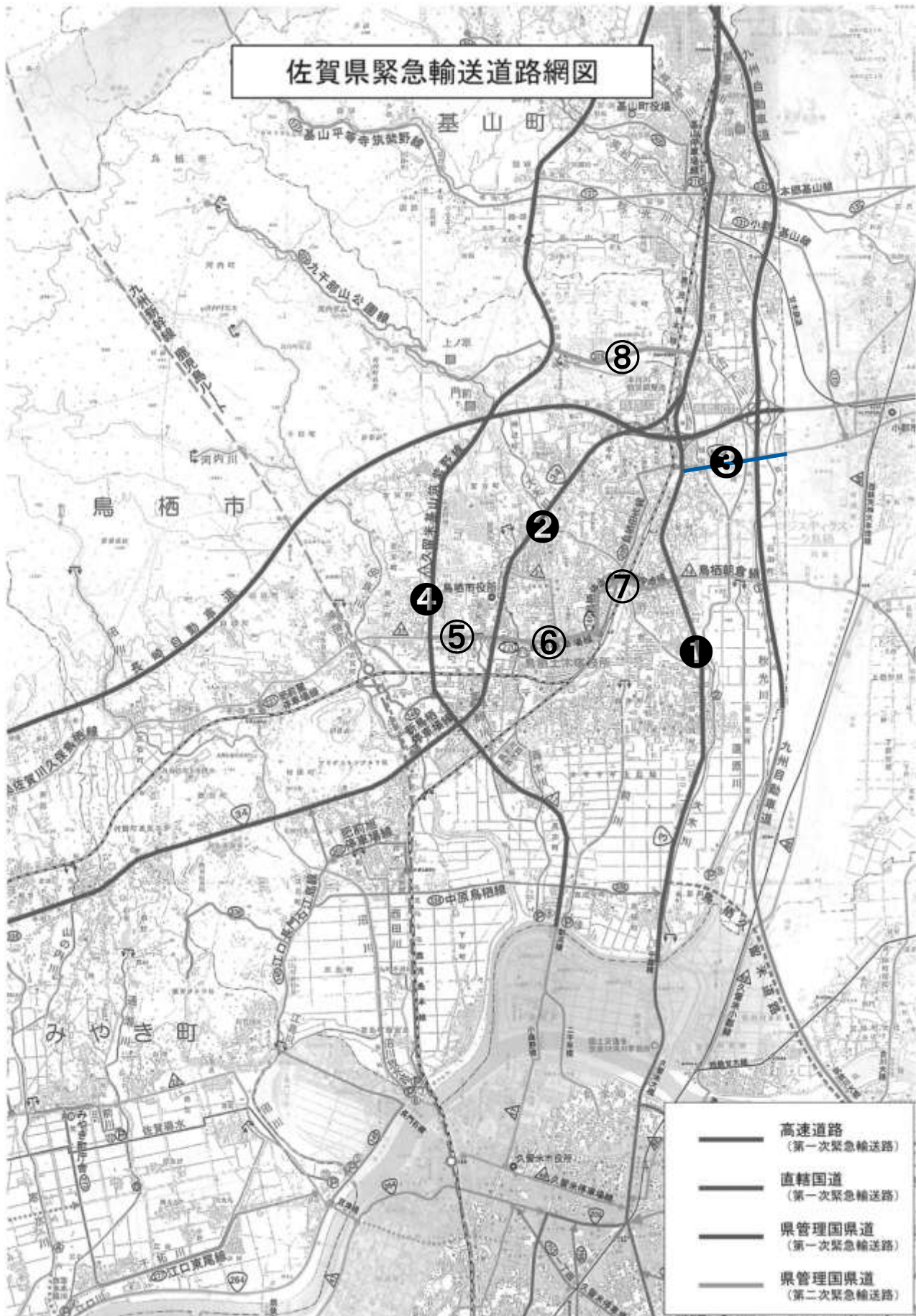
このため、建設候補地を評価する際に第一次緊急輸送道路との距離等を評価項目とすることを検討する。

市内の緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路	九州自動車道、長崎自動車道 ①国道 3 号 ②国道 3 4 号 ③国道 5 0 0 号 ④県道 1 7 号
第二次緊急輸送道路	⑤県道 3 1 号の一部 (蔵上町 平塚交差点～宿町 元町交差点) ⑥県道 2 2 0 号 ⑦県道 2 4 6 号 ⑧県道 3 2 9 号の一部 (弥生が丘 8 丁目 柚比 IC～永吉町 弥生が丘入口交差点)

※緊急輸送道路

災害直後から、避難・救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために、緊急車両の通行を確保すべき重要な路線



㉞ 経済性に優れていること

- ① 大規模な造成等が不要であること
- ② 市有地※を優先する

① 大規模な造成等が不要であること

大規模な造成、移転補償等の必要がないことを要件とする。

② 市有地を優先する

財政負担の軽減のため、用地取得がいない市有地を優先することとする。

※公有地の拡大の推進に関する法律に基づき鳥栖市土地開発公社が先行取得した用地を含む。

㉟ 一定規模の面積が確保できること

- ① 最低限必要な敷地面積
- ② 土地の形状

① 最低限必要な敷地面積

市庁舎本体と駐車場スペースに最小限必要な10,000㎡程度確保できることを要件とする。

② 土地の形状

市庁舎を建設する上で制限が少ないようにある程度整形が確保できることを要件とする。

㊱ 建設に早期着手することができること

- ① 用地取得の確実性
- ② 建築物がないこと

① 用地取得の確実性

用地取得の確実性から公有地を要件とする。
但し、学校用地及び都市公園は対象外とする。

② 建築物がないこと

移転交渉や解体に時間を要する可能性があるため、建築物がないことを要件とする。